

# ハンセン病問題の現在

齊藤 真

(二財) 同和教育振興会常務理事

二〇〇一年五月十一日のハンセン病国賠訴訟における原告の全面勝訴に関する報道まで、ハンセン病問題がこれほど大きく注目されることはなかったのではないのでしょうか。教団内では、それに先立つ一九八六年にハンセン病差別法話問題が療養所入所者であるご門徒から提起され、布教団を中心に一定の取り組みがなされました。しかし、多くの教団関係者にとって、その後もハンセン病問題が継続的な課題であり続けたとは言えないように思います。

本稿では、教団におけるハンセン病問題の一つの画期ともなる一九八六年以降の、国内におけるハンセン病問題についての取り組みの概要を素描します。そのうえで、今日のハンセン病問題が、どのような問題を課題としているのかについて共通理解を図り、本問題を教団全体として共に考え続けていく一助となることを願っています。

## ハンセン病問題の取り組み経緯

一九八六年以降のハンセン病問題の最初のトピックとしては、「らい予防法」廃止に直結する大きなうねりの具体化と、それを受けて一九九六年四月一日に施行された「らい予防法の廃止に関する法律」があります。この法律の施行により、一九〇七（明治四十）年から約九十年間も続いた国によるハンセン病隔離政策は、まがりなりにも法としての終焉<sup>しゅうえん</sup>をむかえます。

しかし、そのことによって大きく変わるべき療養所内外の実態は何も変わらなかったといえます。それではたまたまないと、十三人の療養所入所者が原告となり提訴したのがハンセン病国賠訴訟の始まりです。命がけの闘いだつたと聞いています。最初から「勝つ」と決まっていた闘いではありません。負ければ、より厳しい処遇もうわさされていきました。療養所入所者の中にも、裁判に賛成する人

〈表〉 国立ハンセン病療養所  
入所者数と平均年齢の推移  
(2007年と2017年)

施設名	入所者数	
	2007年	2017年
松丘保養園 青森県青森市	152名	84名
東北新生園 宮城県登米市	152名	71名
栗生楽泉園 群馬県草津市	186名	78名
多磨全生園 東京都東村山市	334名	176名
駿河療養所 静岡県御殿場市	119名	61名
長島愛生園 岡山県瀬戸内市	396名	186名
邑久光明園 岡山県瀬戸内市	230名	111名
大島青松園 香川県高松市	138名	58名
菊池恵楓園 熊本県合志市	456名	244名
星塚敬愛園 鹿児島県鹿屋市	279名	145名
奄美和光園 鹿児島県奄美市	59名	29名
沖縄愛楽園 沖縄県名護市	291名	160名
宮古南静園 沖縄県宮古島市	98名	65名
計	2,890名	1,468名
	入所者平均年齢	
	78.9歳	85.3歳

厚労省調べ（各年5月現在）

もいれば、反対する人もいる中での闘いでした。しかしそこには、立場を超えて、国の誤った隔離政策によって人生そのものを根こそぎ奪われてしまった人々の「人間回復」への切なる願いがありました。その願いが通じた。ハンセン病国賠訴訟の勝訴判決は、原告並びに全国の入所者・退所者にとって、そんな光となるものでした。

その勝訴判決は、国のハンセン病政策の流れを大きく変えることとなります。そのことは、具体的には、全国ハンセン病療養所入所者協議会（略称・全療協）、

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会（全弁連）などの当事者を中心とする「統一交渉団」と国（厚生労働省）とによる定期的な話し合いの中で、徐々に諸問題解決に向けての具体化が図られています。

また、そうした取り組みの前提として、ハンセン病問題における「被害」の実態をさらに深く明らかにしようという目的を持って、国の協力のもとに「ハンセン病問題に関する検証会議」が設置（二〇〇二年十月）されます。そして、現

地調査を含む約四十回の会合を経た二〇〇五年三月一日、八九〇頁に及ぶ『最終報告書』を提出します。その報告書は、今日、ハンセン病問題を考えるうえでの一定の水準器ともなるもので、「ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任」の項の中では「宗教界」についても約四十頁をさいて報告しています。

この『最終報告書』は、その後の取り組みの内容や具体化についても提言をしていますが、それはやがてハンセン病療養所の「将来構想」の問題として集約されていきます。次第に高齢化し減少して

▶執筆者プロフィール



齊藤 真

さいとう まこと

1955年生まれ。龍谷大学文学部（哲学科哲学専攻）卒業。現在、熊本教区合志組光尊寺住職。同派布教使。（一財）同和教育振興会常務理事。九州・沖縄同朋運動推進協議会事務局長。ハンセン病市民学会事務局次長。

いく療養所入所者の現実をふまえて（〈表〉参照）、入所者が「最後の一人」になるまで見捨てず、医療・介護体制を充実させていくことや、療養所を地域社会に開いていく（解放していく）取り組みの必要性が認識されるようになりま

す。しかし一方、そのことを当時のハンセン病に関する法律である「らい予防法の廃止に関する法律」が妨げているということが問題となりました。

そこで、その「法の壁」を打ち破っていくために、二〇〇六年十一月に提起された一〇〇万人署名に基づき超党派の議員立法として制定されたのが「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称・ハンセン病問題基本法）（二〇〇九年

四月一日施行）です。今日では、その法律に基づき、基本的にはハンセン病療養所の「将来構想」の問題として、様々な困難は抱えつつも、その解決に向けての検討が進められています。

### 三つの課題

そうした中で注目しておきたい三つの課題があります。

一つは、先述したように、入所者が「最後の一人」になるまで切り捨てないというだけではなく、より積極的に「最後の一人」にはしないという取り組みの必要性です。そのためには、療養所を地域社会に開いていく取り組みを前提とし

て、さらに重要なのは、療養所の外からの顔の見える〈人〉のつながりをどのようにつくり出していけるのかという課題です。そこには〈いのちの尊厳と平等〉という視点が不可欠であることはいうまでもありません。

二つには、「将来構想」の議論の中で、療養所の歴史ある施設や建造物を、これからの人たちが人権問題を学ぶための〈負の遺産〉として残そうという検討が行われていますが、そのことにも関連して、療養所入所者の心のよりどころとなってきた宗教に関わる諸施設（宗教会館や納骨堂など）を、今後、どのようにしていくのか、ということも大切な課題になっています。また、先に述べた〈人〉のつながりの問題とも関連しますが、そうした宗教施設の運営などを支えてきた入所者組織が、高齢化にともなって、その存続自体が難しいという現状（実際に既に組織を解散した療養所もあります）をどう考えていくのかも、直面する現実的な課題です。

そして三つには、かつてハンセン病を患<sup>わずら</sup>った経験を持つ当事者の「家族の被害」の問題があります。熊本地裁判決以降、かつてハンセン病を患った経験を持つ当事者が抱える問題については様々な形で検討されてきましたが、そうした中で、なかなか見えない問題として取り残されてきた課題が「家族の被害」です。多くの「家族」が、現実社会の「差別」を恐れ、隠れて暮らしているために、同じ社会に暮らす地域社会の人々にも見えない課題となっているのです。しかし、だからこそそこには、厳しい差別があります。

## 「家族」の被害

現在、その「家族」五六八名が原告となつて「ハンセン病家族訴訟」が始まっています。十二月四日に開かれた裁判には、全国に十三ある国立ハンセン病療養所を訪問するなどして、これまで三五〇名を超える当事者から聞き取り調査を行

つてきた黒坂愛衣・東北学院大学経済学部准教授の「意見書」が提出されました。「家族の被害」の一端を知っていたために、以下、その一部(趣意)を引用します。

Aさんは、結婚半年後に、たまたま夫が、彼女の父がハンセン病であったことを知り(彼女自身も初めてそのことを知る)、以降、夫からは連日「だまして結婚した」と責められ、同居する義母からは「他の人と結婚すればよかった」「子どもは産むな」と言われ、タオルやコップも別のものにされる等、とても耐えきれず離婚することになります。

Bさんは、「兄が療養所入所者であることを、夫や子どもたちに長年明かさずにきた」そうです。「地獄でした。結婚生活なんて楽しいと思わへんかった。いつばれるか心配で」。夫や子どもたちを「四十何年、騙していた」と語るBさんの言葉には重いものがあり

ます。

Cさんは、まだ何もわからない「一歳の時に母親と次姉が療養所に収容され、本人は育児院に預けられ」、二歳の時に「父親と長姉が療養所に収容されてしまう。一家五人のうち末っ子である本人以外の全員が、療養所に入所」してしまつたのです。やがて九歳の時、両親と姉たちが療養所を退所し再会しますが、それまで両親たちと会った記憶がまったくなかったCさんは、そもそも「家族」という感覚すらわからなかったそうです。そうした中、「肉親がハンセン病であった」という事実を、小学校高学年の頃、初めて知ることになります。

Cさんは、提訴前の一時期、「自分には『家族』としての被害はない」と考えていました。家族と引き離されたその間も、悲しいとか淋しいといった感情が皆無だったからです。しかし今では、そうした感情が自分の中に生まれ出てこなかったことこそ、隔離政策

によって、家族という関係が根こそぎに奪われたための被害だと受けとめるようになったと言います。

国を相手取った裁判と言えはいかめしい印象をお持ちになる方もおられるかもしれませんが、「これは家族の関係を取り戻す取り組みなんです。多くの家族が、そんな思いでこの裁判に参加しているんです。」というCさんの言葉が印象的でした。

## わたしたちの課題

検証会議『最終報告書』は宗教界に関する報告の中で、「二〇〇四年八月現在、国立ハンセン病療養所の入所者数三三三六人の八七・八%にあたる三〇一九人が、何らかの宗教あるいは所内の宗教団体と関わりを持っている」とし、その中で「仏教系は、全体の四八・六%」で、さらにその内訳を見ると、「全体の三二・六%（仏教系の六七%）を占める浄土真宗系」が筆頭であるとして、「ハン

セン病療養所におけるもつとも多くの入所者が関わりをもつ宗教が浄土真宗である」と述べています。

つまり、先に縷々述べてきた諸課題は、かつてハンセン病を患った経験のある方々やその家族というご縁の中ではあれ、私たちと同じ浄土真宗の仲間の課題でもあるのです。菊池恵楓園の場合、入所者数が最大であった一九五〇年代、約一七〇〇名の入所者のうち、その半数以上である一〇〇〇名に近い方々が「真宗」であったとお聞きしています。その方々が、七十年から一〇〇年の歴史を持つ各地の療養所の中で生き、いのちの尊厳と平等を求めて「人間回復」のために闘い続けてきておられるのです。その歩みに、私たちはどのような関わりができるのでしょうか。一人ひとりの課題として深く受けとめ、真摯に考え続け、それぞれにできる一歩を歩み始めたいと思います。

### 〈参考図書〉（発行年順）

『山中捨五郎記―宿業をこえて』 林力  
（皓星社二〇〇四年）

『最終報告書』ハンセン病問題に関する  
検証会議（二〇〇五年）

\*『最終報告書』は厚労省のホームページなどで公開されています。

『ハンセン病家族たちの物語』黒坂愛衣  
（世織書房二〇一五年）